

第 24 回宮崎海岸侵食対策検討委員会 議事概要

令和 6 年 12 月 25 日(水) 10:00～12:00

1. 宮崎海岸侵食対策の検討体制・手順・基本方針

2. 第 23 回委員会の振り返り

3. 第 23 回委員会以降の会議等の報告

事務局：(資料 24-I p.1～p.28 を説明)

委員：この 1 年、かなり頻度高く市民談義所を開催してきた。当初計画の突堤と補助突堤 2 基の対策から変更し、新たな方策に変更するという事で、宮崎海岸トライアングルに基づいて市民とのコミュニケーションを密にとることを市民連携コーディネータからも国交省にお願いし、実践してきているところである。年度当初は、これまで市民も一緒に積み上げてきた対策を急激に方針転換するように捉えられ、不信感の声が談義所で市民から示されてきた。しかし、丁寧にコミュニケーションする中で、これまで積み上げてきたものがなくなるわけではないということは共有でき、検討の開始となる小突堤 7 基案の事務局側の考え方については共有できてきたのではないかなと思う。一方で、現在に至るまで、短い突堤を並べることで効果があるのかという市民の疑問・懸念は示されている。第 55 回市民談義所では、宮崎海岸の侵食対策事業の目的は、人々の暮らしを守ることに加え、利用・景観・文化・環境も共存させながら方策を考えてきたということを改めて共有した。

第 54 回市民談義所、第 55 回市民談義所で重要だったのは、これまで事業主体が宮崎海岸全体で浜幅 50m を達成するという目標を掲げていたことに対して、それぞれのエリアの環境特性ごとに対策を変える必要が生じてきたことを共有したことである。第 16 回技術分科会で、委員からご指摘があったとおり、小突堤 7 基という案はあくまで検討のスタート地点であって構造や基数は決定したものではないということは談義所の中でも説明している。その中で、小突堤 7 基案に対するシミュレーション結果を示してい

るが、基数を減らした場合や別の工法など複数のシナリオの予測結果を示して議論していかないと、結論ありきに見えるとの意見が出た。合意形成上の不信感につながり、支障となる可能性があるので、市民の声を受けて事業主体として丁寧に対応していただきたい。市民が強く懸念していることは、構造物だけがが増えて砂浜が回復しないこと、現在の景観に構造物だけが增えるということである。構造物に頼らない方法で対策できないのか、市民も一緒に検討していきたいという意見も出た。第 55 回市民談義所では、事業主体から動物園東の砂浜を回復するために先行的に突堤 1 基を整備していきたいという説明があったが、これに対しても、市民はすぐに本設ということに抵抗があり、試験的に設置して効果を見て、効果があるとわかったら本設に移るというプロセスや、模型実験による確認についても市民から提案があった。宮崎海岸のステップアップサイクルの主体として事業主体や専門家だけでなく市民が位置付けられるということになると思うので、効果を確認し、市民が納得した上で事業を進めたいという意見であった。

4. 技術分科会への付託事項の検討結果

5. 今後の侵食対策について

事務局：(資料 24-I p.29～p.53 を説明)

委員：300m 突堤の整備が不可能になったことと、気候変動により 20～30m の汀線後退が生じることを背景とすると、住吉エリアに関しては、目標浜幅 50m の確保は不可能で非現実的であると考えている。このため、今後の海岸侵食対策を考える前に、委員会において「宮崎海岸保全の基本方針」を見直す議論をしていただきたい。具体的には、目標浜幅に関する記述を削除し、砂浜と構造物を組み合わせた対策を行うという書きぶりにするのが良いのではないかと思う。併せて、配慮事項に「気候変動や海面上昇に対して順応的な対応を行っていく」と記載していただくと良いと思う。

委員：技術分科会の多くの委員が、最善の策である南端の突堤 300m 延伸ができないのであれば「目標浜幅 50m の達成は困難」という立場である。

委員：資料 24-I p.8 の写真の中で、宮崎港の人工ビーチやマリーナ北端の施設は大規模な突堤のような機能を果たしている。これと同じような規模の突堤を宮崎海岸の南端に建設すれば、突堤の南側に砂浜が確保されるというイメージを前提に、当初の計画は成り立っていた。現在、大規模な突堤を考えることは不可能であるので、基本方針の中の「目標浜幅 50m」を変えるべきという指摘はもっともであると思う。ただし、浜幅 50m というのは防護だけではなく生態系や利用にとっても重要な数字であり、これを消すと目指すものがあいまいになってしまうので、削除することには抵抗がある。折衷案として、目標浜幅の前に「原則として」という文言を追加するのはどうか。

委員：これまでの資料を確認し、目標浜幅 50m の達成が難しいということは理解したところである。砂浜の確保は、背後地の防護が第一の目標ではあるが、防護のみを考えることで生態系への配慮等を見捨てるというのは背後地の市民にも受け入れられないのではないかと感じる。具体的な砂浜の確保を目指すことは「環境や利用への配慮」を単なる文言で終わらせないという姿勢の表明でもあると思う。目標浜幅 50m という数字がなくなることによって、なし崩し的に従来の海岸防護事業と変わらないようなものになってしまったと市民に捉えられないような姿勢を持つておく必要があるのではないかと感じる。

委員：20 年ほど前から毎日住吉エリアの海岸をチェックしているサーファーがおり、自分も頻繁にチェックしている。その感覚からすると、50m の突堤をこれ以上追加しても効果は出ないのではないかと考える。現在整備されている 75m の突堤でも、ついている砂浜の幅は 10m 程度であり、その砂浜も時期によってはなくなっている状態である。今後新しく突堤を整備することには反対の立場である。宮崎空港の南側の赤江浜では、これ以上コンクリート構造物を入れないということで市民と宮崎県が合意しているが、

コンクリート構造物が砂浜に悪影響を及ぼしていることに対しては、放置されている状況である。一ツ葉（住吉エリア）は、赤江浜と比べて砂浜の幅も狭いため、さらに構造物による悪影響が出るということを懸念している。突堤整備以降のこの 10 数年間、住吉エリアでは砂が付いた時もあれば付いていないときもあるという状況をご理解いただきたい。その上で、これ以上構造物を入れてほしくないと思っている。

委員：目標浜幅 50m について補足したい。1960 年代の空中写真では、海岸線が概ね浜幅 50m 程度の位置にあったため、かつてあったところまでは戻したいということも背景に浜幅 50m という目標が決まっていたと理解している。これは、環境が変わる前のことであり、気候変動による海面上昇の影響を考えると昔に戻すというのは不可能である。よって、これを目標として持ち続けることについては考え直した方が良いのではないかという意見である。技術分科会は、委員会で設定した目標を満たす解を見つける場なので、設定した目標が実現不可能なものであると技術分科会の議論が「解なし」で終わり、検討期間を棒に振ることになるためぜひ目標浜幅 50m という数字を外す決断をしていただきたい。

委員：短い突堤を追加すれば、浜幅だけは確保できるが土砂の収支としては足りないということかと思う。突堤を何も建設しなかったらどうなるかというシミュレーション結果は出ているのか。もっと深刻な状態になるのではないかと思う。予測計算で示している 2030 年時点の気候変動の影響をふまえた将来予測を示せないか。目標浜幅 50m という数字の確保を目指すにしろ目指さないにしろ、何かしらの対策を実施しなければ現在の砂浜の維持さえ難しいという結果が示せるのではないかと思う。

委員：p.34 の土砂収支の推定に関する検討結果のうち、過去の河川供給土砂量はいつ頃のものか。

事務局：戦前の 1940 年代の推定結果である。

委員：事業主体の立場からお話しさせていただくと、何もしていなかった頃は侵食が進んでいたが、事業を実施しているということにより侵食が止まって砂浜の維持ができているということが言えるかと思う。浜幅 50m という数字を掲げるか否かは別として、少しでも砂浜を守る対策が必要であると考えている。基本方針の目標浜幅の記載を変える場合には、生態系や利用への配慮をふまえて、慎重に検討しなければならないと考えている。

委員：技術分科会として懸念しているのは、与えられた条件下では目標浜幅 50m に対する技術的な解が出てこないということである。その点を踏まえ、基本方針の中での表現については行政的な判断も含めて工夫していただくとよいと思う。

委員：「浜幅」という記載が消えると、それならば防護上はコンクリート護岸を整備すればよいのではないかと捉えられないかということを懸念している。一方で、浜幅 50m に引っ張られすぎるとできることがなくなるということもある。具体的な数字は掲げず、「できる限りの浜幅の確保を目指す」という表現はできないか。

委員：突堤は、宮崎海岸に砂浜を付ける目的で整備していたのか、確認したい。川からの供給される土砂が減っているために、突堤を整備する・しないに関わらず、養浜をエンドレスにやっていく必要があるのではないかと思う。養浜との組み合わせで、砂浜を戻すために突堤が必要ということで決まった計画なのか。

委員：そもそもなぜ突堤を計画したのかということについては、資料 24- I p.8「宮崎海岸の侵食対策」に示しており、3つの対策として掲げている。このうち突堤は、南へ出ていく土砂を減らすために計画したものである。現在この事業は国交省が実施しているが、完成すれば海岸の管理者は宮崎県に戻る。管理の段階では、最低限の維持養浜で環境を保全していくという計画である。この維持養浜量は、経済的に実現可能な量となっていないと継続できないため、養浜を効率的に実施するために突堤を計画しているものであった。

委員：資料 24-I p.51 の写真のとおり、突堤に向かって砂浜が広がっている。これは、波浪がおだやかで砂が浜に戻ってくるときに、砂が南側に流されず突堤のところで留まっているということを示している。また、近年住吉エリアでは緩傾斜護岸の張替え工事が減っているのではないかと思います。これは、目には見えない護岸の基礎の部分の砂が安定していると言えるのではないかと思います。本来であれば、砂浜が付いていて誰から見ても効果が分かるようになっていたと良かったのだが、突堤が短いこともあり、目に見える効果とはなっていないところである。もし突堤がなかったら、土砂は沿岸漂砂でさらに南に流れ、港に溜まっていたことになる。動く土砂のスピードを少し緩めるとということについては、突堤は有効であったと考えている。

委員：小突堤で整備することについては、前回の委員会で決定し、技術分科会に付託していると理解している。基本方針では、目標浜幅 50m について、「目標浜幅の達成を目指す」と記載されており、「達成する」とは書かれていないため、実現性は別として掲げておくことは問題ないのではないかと思います。住民としては、浜幅に関する具体的な記載がなくなると、「砂浜はなくてもいいものだ」と捉えられないかと心配である。

委員：「宮崎海岸保全の基本方針」への記載方法はともかく、委員会としての共通認識は得られたのではないかと考えている。皆さんの意見をまとめると、基本方針の目標浜幅の記載は変えないほうが良いのではないかと考える。

ただし、ここまで議論があったような、浜幅 50m の達成は現実的でないということの考え方に対して追記しておくべきであると考えている。

委員：目標浜幅 50m の記載を残したほうが良いということは同意見である。資料 24-I p.50 のような、場合によっては背後地の安全性を確保する対策を検討するという方針を、付帯事項として追記するのが良いのではないかと。

委員：資料 24-I p.50 の内容は、技術分科会では共通認識として得られている内容である。付帯事項として追記する方針としていただければよいと思う。

委員：早急に手当てをしないといけない動物園東エリアについて、構造物を先行着手するという方針についてはなにかご意見あるか。

委員：(異議なし)

6. これからの効果検証について

委員：資料 24-I p.62 の事前調査について、突堤整備や礫の養浜を実施するにあたって非常に重要であると考えます。これまでの効果検証は、事後の確認であったが、今回の調査はベースライン(対策を実施する前の状況)を調べる絶好のチャンスだと考えています。海岸域で、ベースラインの調査はなかなかやられていない。宮崎海岸ではこの機会にしっかりやっていただきたい。注意事項として、「先行着手箇所の調査」とされているが、突堤を整備することによりその上下流に影響があるため、影響が想定される範囲での調査としていただきたい。また、礫による養浜ということでは、粒径の小さなものであれば砂浜からの環境の変化はあまりないと考えられるが、礫のサイズが大きいと生息する生物など生態系は変わってくるので、いろいろな粒径を想定した調査地点を設定していただきたい。いずれにしても、礫浜での生態系調査というのは全国的にこれまでほとんどやられていないため、ここでの調査結果が今後の似たような事業にも生きるのではないかと考えています。

委員：この2年ほど、住吉海岸の南のほうで礫を投入しており、アカウミガメの上陸・産卵調査のときに礫がぶつかり合う音が聞こえるほどに分布している。礫が多いことで、アカウミガメの上陸・産卵の妨げとなっている。調査は早急に実施をお願いし、粒径について検討をお願いしたい。

委員：今回の事前調査について、動物園東エリアに礫を投入することを決定しているわけではなく、今後礫を投入する場合の影響確認と認識している。また、

礫を投入する場合でも、すべて礫分とするのではなく、砂分主体の中に礫が混じる程度ではないかと認識している。このような考え方で間違いないか、確認させていただきたい。

事務局：養浜は砂分を投入することを基本としている。その中で、川砂・川砂利養浜として、礫分を含む土砂を令和元年から住吉エリアを中心に実施している。エリアごとに設定する粒径の仕分けはしっかりしていきたい。

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む